

## 第36回世田谷区農業委員会総会

日：令和2年7月28日（火）

場所：区役所第二庁舎第5委員会室

## 第36回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和2年7月28日（火）午後3時から

開催場所：区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、池亀宏、田中宏和、荻部嘉也、  
田中光男、橋本隆男、永井潔、山崎義清、高橋敏昭、上野博、渡邊武彦、森  
安一、三田浩司、高橋良治、佐藤治雄、山崎節彌、岡本のぶ子、真鍋よしゆ  
き、菅沼つとむ

欠席の委員：佐藤満秀

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 湯本由美、主事 岡田英朗、  
主事 関智秋

午後 3 時開会

事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第36回世田谷区農業委員会総会を開催させていただきたいと思いを。

(資料確認、会長あいさつ)

では、議事に入ります前に、本日は佐藤満秀委員が欠席されておりますが、過半数の出席がございましたので、総会が成立していることを御報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、上野博委員、永井潔委員、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。本日は特例として、次第 6 の報告事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について(修正)及び報告事項(2)第106回世田谷区都市計画審議会についてから協議に入りたいと思いを。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、本日は先月に引き続き、関係人として、世田谷区で都市計画を担当している都市整備政策部都市計画課の職員にご出席いただいております。ご紹介させていただきます。都市計画担当の柿澤係長です。

柿澤係長 柿澤でございます。よろしく願いいたします。

事務局 同じく、真田主任です。

真田主任 真田です。よろしく願いいたします。

事務局 本日は、報告事項(1)にごございますお手元の資料No.9、9は振っていないんですけども、東京都市計画生産緑地地区の変更について(令和2年度)の件及び報告事項(2)、こちらは資料はございませんが、第106回世田谷区都市計画審議会についてに関しまして、農業委員の皆様にご報告をさせていただきたく、都市計画担当職員にご出席いただきました。

進行の都合により議事の順序を変更することをお許しいただき、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様の同意をお願いいたします。

高橋会長 今、事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課の職員2名の発言にご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 異議なしとのことですので、発言を許可いたします。

それでは、都市計画課の報告事項(1)東京都都市計画生産緑地地区の変更についての説明をお願いいたします。

柿澤係長 都市計画課の柿澤でございます。よろしくお願いいたします。

発言を許可していただきまして、誠にありがとうございます。本来であれば都市計画課長よりご報告を申し上げるところでございますが、所用により出席できないので、私よりご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

報告事項、東京都都市計画生産緑地地区の変更についてということで、こちらの用紙をご覧下さい。前回委員会でご報告させていただきましたが、内容の変更がございますので、その内容についてご説明させていただきます。

一番上の1、種類及び面積ですが、前回ご報告させていただきました面積に変更がございます。前回、83.83ヘクタールということで申しましたが、今回、83.87ヘクタールと変更させていただきたいと思っております。プラス0.04ヘクタールの増ということで、裏面の一番上の第1、種類および面積についても83.87ヘクタールと修正をさせていただきたいと思っております。変更した理由につきましては、最終ページ、新旧対照表をご覧下さい。左欄に薄く色がちょっと変わっていると思うんですけども、番号で申しますと上から、上段の方で42番、52番、中段に行きまして、441番、476番、下段の方に598番、759番、760番でございます。この7地区の生産緑地は、全て追加や削除ではなく、面積精査による増減ということになります。合計面積は83万8390㎡から83万8780㎡になります。390㎡のプラスということになりました。これは、土地の所有者の方から土地の実測等の変更の届けがございましたので、今回の変更に合わせて修正をさせていただいたことによります。

最終ページの一番下段のところですけども、変更概要の表における面積の変更につきましても修正を行っております。トータルで面積減ではありますが、前回ご報告した数字がマイナス1.058haでしたが、今回の精査によりマイナス1.019haとなりましたので、前回報告した内容より減り方が小さくなったということでございます。

説明は以上になります。

高橋会長 ありがとうございます。

ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいでしょうか。

柿澤係長 次の報告事項、第106回世田谷区都市計画審議会についてでございます。

前回の農業委員会におきまして、特定生産緑地の指定に当たりまして、都市計画決定権者の最終判断として、肥培管理の判断を農業委員会様をお願いしたところでございます。その後、都市計画審議会前に特定生産緑地の指定案に係る生産緑地の肥培管理につきまして、農業委員会様にご照会させていただきまして、迅速に対応いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、先日開催されました都市計画審議会において、特定生産緑地の指定案について意見を伺いましたので、そのご報告をさせていただきたいと思えます。

令和元年度申請受付分である132地区、面積で言いますと19.44haに対しまして、129地区、面積18.86ヘクタールを特定生産緑地に指定することについてご報告しましたところ、都市計画審議会委員からは、今回、申請された129地区を特定生産緑地に指定することについて、良好に肥培管理がされており、都市環境を形成する上で特に有効な農地であると認められるものとして指定案について特に意見がございませんでした。委員の方からは、農地保全の観点から、本制度を積極的に運用し、生産緑地を所有される多くの農地等利害関係人の方から指定申請がなされるようお願いするという御意見がありました。

今後の予定でございます。お配りした資料をご覧ください。令和2年9月に特定生産緑地の指定における公示を行います。その後、10月に農地等利害関係人への特定生産緑地指定の通知を送付いたします。なお、平成4年に指定された生産緑地につきましては、指定から30年を迎える令和4年10月30日が効力発生日となります。また、今回、指定に至らなかった3地区におきましては、農地等利害関係人から特定生産緑地の指定の意向が示されましたが、農業委員会様の見解が、農地等の適正な管理改善が必要だということでありました。これら3地区につきましては、令和4年で特定生産緑地の指定ができるよう、引き続き農業委員会様、地区の担当の農業委員様、あわせて、農協の皆様のご協力を賜りたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

高橋会長 よろしいですか。

質問はございますか。

高橋（良）委員 今の最後のところで、先日の打ち合わせに出た人間は分かるんですけども、出ていない人たちにご説明しますと、4地区があまりよくない状態だということで皆さんに紹介されてしまった物件なんですけれども、その中から、この間、都市計画審議会が行われる前に農業委員が集まって一応協議をしたんです。全部で4地区が皆さんの手

元にあったと思うんですけども、その中の3物件が保留という形になってしまったんです。その辺の詳しい話を皆さんは多分分からないし、今後そういうのが出てきたときにどう対応するかというのが出てくると思うので、その辺の詳細を説明してもらったほうがいいのかなと思うんです。

事務局 いきさつについて、事務局から簡単に説明させていただきます。

7月17日、今月の中旬、都市計画課さんから農業委員会宛てに肥培管理のあまり良好でない4つの地区、これは3月の総会で出た案件なんですけれども、〇〇と〇〇、それから〇〇、〇〇の4案件がございまして、実は都市計画審議会が昨日、7月27日にございまして、その間に総会がなかったので、この農業委員会の総会に上がることは不可能ということで、会長と会長職務代理、それから各地区の担当の方にご意見を伺いまして、今後の在り方、それからこのまま特定生産緑地に乗せるかどうかというご意見を頂戴しました。その結果、〇〇に関しましては果樹園として肥培管理良好というか改善されたので、これはいいのではないかと。あとの3か所につきましては、今後、JA等、それから農業委員会、それと園主さんで話し合っ、肥培管理をもう少し良好にして、どうだろうかということで都市計画課に回答いたしました。その結果、柿澤係長がおっしゃったように、3か所はペンディングということになりました。

ただ、この3か所につきましても、特定に移行できない訳ではなくて、また1年後というスケジュールになりますでしょうか、それまでの間に、先程申し上げました関係機関で協力し合いまして、良好な環境を整えて、改めて特定生産緑地に移行できたらと考えております。なお、今回は見送ったことによって特に園主さんに不利益は生じませんので、それをご報告しておきます。

事務局からは以上です。

宍戸会長職務代理者 その会議で決まったことは、農業委員会か区でその旨の通知はしていただけるんですか。

事務局 農業委員から区ということでしょうか。

宍戸会長職務代理者 農協からそれをお伺いできないので、指定に対して関係する部署からこうなりましたという……。

事務局 申請者に対してということですね。

柿澤係長 今回の指定に至らないケースについて、そもそも肥培管理の問題があるので、

そこについては正しく農業委員会様のご指導が入ると思うんですけども、指定については今回見送ったという一報を入れることは、私たちからはできると思います。ただ、通知として出すかは今後検討させていただこうと思っています。

高橋（良）委員 通知として出さないということですか。

柿澤係長 要は、指定するかしないかということになると、まだ30年たつまでに判断ができる時間があると考えます。

高橋（良）委員 でも、何かしら出さないと当人は分からないですよ。

柿澤係長 正式に通知を出すにしても、農業委員会様の了解をもらって正式に出すのか、農業委員会様から肥培管理の問題ということで出すのかという協議は必要かなと思っています。

高橋会長 これは、担当の委員さんから指導する形をとってはいかがですか。

高橋（良）委員 でも、あのときも申し上げたんですけども、ただ担当の農業委員だけが行くのだと、その人に全責任がかかってしまう感じがするので、この前も言ったように、農業委員会と農業委員と都市計画課、その辺でうまく立ち回った方が負担も少なく済むような気がするんです。

今日で人が替わってしまうじゃないですか。そのときに、今私が言ったということは、替わったときに引継ぎ事項として伝えてもらいたいなというのもあって、先程、言い方としては、上げた分はみんな承認されましたみたいな言い方だったんですけども、その中に上げていない物件が3件あった訳ですよ。ですから、その3件についてはこういう状況だったから、肥培管理がうまくいっていないので上げなかった。だから、ほかの物件についてはオーケーということで出したんですけども、その3件については上げさえしなかったというのをみんなに知っておいてもらいたかった。

だから、今後例えば替わっていったときに、残る方もいらっしゃるでしょうけれども、そういう状況で肥培管理とかその辺がきちんとされていないと、特定生産緑地の申請を出しても却下されるおそれがあるよという話をした方がいいんじゃないのかなと。

高橋会長 それは当該農地に対してですか。

高橋（良）委員 そうですね。

高橋会長 とりあえず、農業委員さんの引継ぎをきちっとやっていただくのが先決ですよ。

高橋（良）委員 ただ、今度替わってしまいますよね。

高橋会長 ですから、引継ぎをきちっとやっていただくのが先決ですよ。その上で、担当農業委員さんに指導していただくのに対して、前にも農協が協力するという話をさせてもらいましたよね。農協も一緒になって協力してやっていければと私は思っています。

事務局 事務局といたしましては、都市計画課と調整を取りまして、農業委員さん、それからJAと、やっぱり指導をしないことには肥培管理がよくなることはないので、その機会をつくっていきたいと考えております。柿澤係長、これは調整してご報告という形でもよろしいでしょうか。

柿澤係長 行政から事務局様に、照会、回答という形になるか分かりませんが、その辺の協議をさせていただいて、今の肥培管理がなされていない土地に対してどういう取組をするかというのを協議した上で、文書なのか、口頭から行くのか、その辺の判断をしていきたいと思っています。

佐藤（治）委員 農業委員が引き継ぐという件ですが、それは次の農業委員さんに口で伝えればいいんですか。それとも、文章で書くとか。

高橋会長 今までいろんな人がいまして、書き物をもって引き継ぐ方と、口で終わってしまう人というみたいなんです。

佐藤（治）委員 口でもいい訳ですか。

高橋会長 それはお任せしたいと思います。

佐藤（治）委員 分かりました。

真鍋委員 今の確認、聞き取りにくかったんですけど、都市計画審議会というか都市計画の方がこれの決定権者で、申請を受けたけれども、その3つは農業委員会のアドバイスを受けて、それを諮るべきではない、諮れないという判断をそちらがされた訳でしょう。

柿澤係長 はい。

真鍋委員 それで諮らなくて、だから今回はそれに至っていない訳だよね。でも、その方は、特定生産緑地にしたいから申請している訳じゃないですか。そうしたら、あなたの物件はこれこれこういう事情で今回のものに諮られませんでしたというのを連絡してくれるというのが筋だと思うよ。それでやっと相手ははっきり分かって、このままじゃいけないから農業委員さんや農協さんからいろいろ指導を受けて、肥培管理をちゃんとやってというふうに思ってもらわなければいけないよね。相手が分かっているから。ましてや、そうなれば次のチャンスはもう3回目になってしまう訳じゃないですか。



それから、それは上げなかったということは、今申請した書類はそのまま生きて3回目にもたらされるのか、もう1回差し戻して書いて出してもらおうのかということも私は分からないんだけど、そこらのところも当事者の気持ちになって、どうすれば肥培管理をちゃんとやってくれて特定生産緑地に入るかというのを、まず一番正式な決定セクションである、そちらでアクションしてくれなければ、農業委員さんも農業委員会としても大変だと思うんですよ。だから今の話の引継ぎにもなるし、そういうきちとした手続を、これは初めてのことだけれども、まず、その決定権者のところからしっかりした正式なものが出て、それに伴ってこちらにフォローしてもらおうと順番立ててきちっとやってもらいたいと思うんですけども、どうですか。

柿澤係長 先程説明したとおり、都市計画決定権者の最終判断としては、農業委員会様の考え方を踏まえて、都市計画として現在指定されている生産緑地は、目標があるので、都市に合った緑地としての機能を踏まえて、多機能を備えている生産緑地であるかという判断がやっぱりあると思うんです。農業委員会さんが持っている肥培管理基準も1つの材料かもしれないです。都市計画として決めている以上、要は生産性が高い都市農地として機能をなしているかどうかという判断、購買力があるのかとか、ちゃんと農地を営んでいますよという判断はどうしても農業委員会に一任せざるを得ないです。その辺は第一次判断としてまずそれを受けて、その中で都市計画課として指定に当たって、地権者の皆様に現在こういう理由で保留していますということについて一報入れることは可能だと思います。

真鍋委員 可能というか、やらなければいけないと思うよ。

柿澤係長 事務局と調整させていただきますが、あわせて、申請書については出されていますので、30年を迎えるまでに意向を示されたということ言えば、30年を迎える前までに申請書は有効になるということです。それは突き返す訳ではなく、当然、肥培管理が改善されれば、出された申請書をもって全地区を特定生産緑地に指定していきますという流れをつくれると思います。

高橋会長 それでいいんですね。ということは、まず、都市計画課からお知らせを……。

柿澤係長 どういった形になれば指定できますというのを、事務局と調整させていただきます。

高橋会長 その上で農業委員が動けばいいですね。

柿澤係長 そうですね。

菅沼委員 通知の出し方は、あくまでも文章的にはきちんと、駄目だということになってしまうと、その書類はずっと残ってしまうから、その辺のご指導の書き方に気をつけて出していただければ。

柿澤係長 書き方は本当に注意しなければいけないと思っています。

菅沼委員 ペナルティーになってしまうからね。

高橋会長 そんなことで、よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、質問がないようですので、都市計画課の職員さん、改めてご苦労さまでございました。

柿澤係長 ありがとうございます。

高橋会長 ありがとうございます。

(都市計画課職員 退室)

高橋会長 それでは続きまして、次第4の議案の審議に入ります。

本日は、(1)の第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が2件と農地法第5条が1件となっております。

それでは、報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただきまして、資料No.1-2をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。こちらも専決処理のため報告のみとなります。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただきまして、資料No.2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。こちらも専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

第2号議案につきましては以上でございます。

高橋会長 ご質問がありましたらお願いいたします。

高橋(良)委員 第2号議案の農地法第4条なんですけれども、この〇〇㎡というのは、

入り口とかそういったもので〇〇㎡を転用するということなんですか。

事務局 本当に細くて小さな筆が、そこだけ畑のまま残っていたようです。

高橋（良）委員 それを今度転用したという話ですか。共同住宅の敷地というか、それとすぐ隣接しているような場所ということですか。分かりました。

高橋会長 よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

高橋会長 ないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが6件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。2件ございますので、順に審議いたします。1件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上です。

事務局 それでは、調査されました佐藤治雄委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤（治）委員 7月20日に事務局2名と調査してまいりました。立ち会っていただいたのは、被相続人の〇〇の〇〇さんでございます。被相続人、そして相続人の〇〇の〇〇さん、それと〇〇の〇〇さん、この3人で農業をやっていたそうです。〇〇さんも亡くなるちょっと前まで元気に農業をやっていたそうです。

そしてまず、丁目の〇〇、〇〇ですけれども、ちょっと面積がありますけれども、ここはジャガイモとサツマイモ、クリ、そしてシソが作ってありました。できたものは幼稚園の掘り取り、そういうものにジャガイモもサツマイモもやっているそうです。クリも捨てられているそうです。残ったのは庭先で全部売っているそうです。ここは面積が結構広いんですけれども、ジャガイモはもう掘ってしまっていましたけれども、サツマイモは結構立派なものが作ってありました。ここは管理は良好だったと思います。

そして、その下の〇〇ですけれども、ここも結構面積がありますが、ここはちょっと離れていまして、クリとカキとミカンが植わっている果樹園です。草はちょっと伸びてしま

っていたんです。だから、刈って下さいとお願いをしてきました。〇〇さんは自分で刈るなんて言っていましたけれども、草がなるべく小さいうちに刈ってしまった方が楽ですよと、指導じゃないですけれども、ちょっと添えさせていただきました。

ですから、〇〇と〇〇は肥培管理はオーケーで、〇〇の方は、ちょっと草でしたけれども、刈って下さいと言ってきました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました田中宏和委員、結果の報告をお願いいたします。

田中(宏)委員 7月21日、事務局2名と世田目の職員さんも2名来ていただき、〇〇さんと〇〇さん立会いの下、お伺いしてきました。

被相続人の〇〇さんは、 のために亡くなられたようです。それまでは農作業を行っていて、亡くなる前は腎臓を悪くして1か月ほど入院していたと話していました。〇〇さんと〇〇の〇〇さんで農作業を一緒に行っており、栽培品目としては、トマト、ナス、キュウリ、ジャガイモで、その他の半分はカキ、ミカン、クリ、レモンを育てていました。販売については、自宅横で庭先販売をしています。あと、肥培管理は概ねよい状態でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、意見がないようですので採決させていただきます。  
証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行すること  
といたします。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。6件ござ  
います。順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を  
行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 では、調査されました佐藤治雄委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤(治)委員 7月20日に事務局2名と調査をまいりました。立ち会っていただ  
いたのは、相続人の〇〇さんです。経営は、〇〇さんと〇〇の〇〇さん、そして〇〇の〇  
〇さんが時たま手伝ってくれるということでございます。

そして、〇〇の方ですけれども、これはブルーベリー、ウメ、クリ、アンズ等が植わっ  
ていまして、その下に防草シートがきちっと張ってありました。それから、〇〇の方です  
けれども、ここは結構段差のある土地なんです。こっちは低いんですけれども、ここでは  
トウモロコシ、ナス、キュウリ、ネギ、サトイモ、ゴーヤ、ヤツガシラ等がきちっと作っ  
てございました。作ったものは全部庭先で売るということでございます。肥培管理は問題  
がないと思います。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発表すること

といたします。

2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 では、この件について調査されました三田浩司委員、結果の報告をお願いいたします。

三田委員 7月15日、事務局2名の方と一緒に現地に行ってまいりました。まず、営農なんですけれども、相続人の〇〇さんは土日を中心にやっているんですけれども、〇〇さんがほぼ毎日畑に出て営農されています。

畑は、奥の〇〇の方が野菜畑、手前の道路側の〇〇番の方が果樹園という形に2つに分けておりまして、奥の〇〇の野菜畑はかなりきれいに肥培管理されていて、ナス、トマト、キュウリと、現在は夏野菜を中心に、ネギはあれしてしまったんですけれども、ちょっと珍しいトウガラシ等、所狭しといろいろきれいにきちっと作ってありました。手前の果樹畑は、主にクリとウメが中心で、ウメはもう取ってしまったんですけれども、クリは今、生育中です。特に、果樹園の方は下のところにフキなど、自分の根で増えていく多年草の野菜を植えて、なるべく地面をうまく利用するような形の工夫がしてありました。非常にうまく管理されているのではないかとの印象を持ちました。

農作物の販売なんですけれども、畑の入り口に直売所が設けてありまして、ここで主に販売をしています。売れ筋があって、あっという間になくなってしまうことが結構多いですと〇〇さんはおっしゃっていました。

以上です。

高橋会長 ありがとうございました。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございました。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 調査された田中光男委員、結果のご報告をお願いいたします。

田中(光)委員 7月16日、事務局2名と立会いの下、相続人である〇〇さんと面接しました。農業経営は〇〇さんと〇〇さんの〇〇さんなんですけれども、〇〇さんの〇〇さんが肩を骨折して、今リハビリ中で、〇〇さん一人でやっている状況です。主な作物は、サトイモ、エダマメ。あと、ハウスがあるんですけども、今はハウスの中は何もない状況です。全部を庭先で販売しています。前まではファーマーズに出していたんですけども、行くのが面倒くさいということで、全部庭先で売っています。肥培管理は、ほとんど草もなく良好でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

では、4件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 では、調査されました田中光男委員、結果の報告をお願いいたします。

田中(光)委員 同じく7月16日、事務局2名と〇〇さん立会いの下、行ってまいりました。

農業経営は〇〇さんと〇〇さん2人で、今、農作物はクリ、ナス、キュウリ等あったんですけども、販売は主に市場出荷と言っているんですけども、今はそんなには市場出

しはしていないみたいです。あとは、少し近所の人に分けてあげたりしているそうです。肥培管理は、ちょうど耕運機でうなったばかりで、きれいにはなっていました。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 では、調査されました渡邊武彦委員、結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 7月21日に事務局さん2名と、相続人の〇〇さんにお会いしまして調査を行ってきました。農業経営は相続人の〇〇さん、さらには〇〇の〇〇さんの2名で行ってられます。しかし、作業のほとんどは〇〇さんが行っているということでした。

申請農地の自宅の西側の〇〇の農地と、さらに自宅側の通りを隔てた向かい側、南側の〇〇の農地の2か所ございまして、西側の農地ではハウスと露地で夏野菜が栽培されておりまして、それ以外にはクリ、カキ、ミカン、これらが栽培されておりました。今年はやっぱりこの天候不順のせいでトマト、キュウリが早々に終了してしまったとのことでした。西側の農地では、サツマイモ、ウメ、ミカン、ザクロが栽培されておりました。

販売等ですけれども、サツマイモは園児の芋掘り用に栽培されているということです。その他の作物につきましては、自宅から少し離れた通り沿いに販売所を設けておりまして、そこで売っているということでした。肥培管理ですけれども、果樹の下草は結構きれいに刈り込まれておりましたが、野菜の栽培箇所とか畑の周辺には、この時期ですから雑草がかなり目立っておりました。いずれ処理されるということでした。その他、特にございません。



以上です。

高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、6件目の案件ですが、農業委員である〇〇委員からの証明願となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することはできないということで、本件の審議中は退席していただきます。

それでは、〇〇委員、審議の間ご退席をお願いいたします。

〔〇〇委員 退席〕

高橋会長 それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 それでは、調査されました橋本隆男委員、結果の報告をお願いいたします。

橋本委員 7月15日、〇〇さん立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

農業経営に関しましては、〇〇さんと〇〇さん、それと忙しいときにお手伝いしている〇〇さんということで、3名でやっておられるようです。農作物に関しましては、ここはほとんどがブドウ園になっておりまして、ブドウが6種類栽培されております。それと、端の方に若干トマト、その他等のちょっとした野菜を作られていました。これは自宅用と思われる。販売方法に関しましては、年2回の摘み取りでブドウを販売しているとのこと。そして、これはほとんどブドウ園なんです、ブドウ園には短い草が全面生えておりまして、本当に10センチぐらいの草が一面生えているような状態で、この草に関しましては、温度を上げないためにわざとその草を生やしているということでした。また、その辺の放っておいて生えた草とは全く違って、きれいに生えているような生え方でしたの

で、肥培管理は全く問題ないと思います。

以上です。

高橋会長 ありがとうございました。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

では、〇〇委員に入室いただいて下さい。

[〇〇委員 着席]

高橋会長 以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

それでは、説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件につきまして調査された永井潔委員、調査結果の報告をお願いいたします。

永井委員 6月28日、〇〇さん、それと〇〇の2名立会いの下、調査してまいりました。ここに記載されております〇〇さん、〇〇さんは夫婦でございまして、実際に畑を行っていたのは〇〇さんと〇〇の方なんですけれども、〇〇さんにつきましては〇〇。そして、〇〇の方につきましては〇〇なので、もう農作業はできませんと。そういうことで、〇〇の方は来られなくて、〇〇の方が立ち会っていただきました。

これは3筆になっておりますけれども、全部つながっておりまして、1団の畑でございます。中身につきましては、区画整理の中にございまして、区画整理してありますので、境界もしっかりしています。そして、周りにも家が建っておりまして、これから宅地になっても全く問題ないのではないかと感じてまいりました。

以上でございます。

高橋会長 この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問はよろしいですね。では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6-1をご覧ください。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件につきましては、前回6月30日に開催されました第35回農業委員会総会にて、主たる従事者の証明について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

表面に戻りまして、買取申出から3か月、具体的には令和2年9月30日水曜日までに所有権の移転が行われなときは、生産緑地における行為の制限が解除となります。農業従事者の方で買取り希望がある場合につきましては、農業委員会事務局までご連絡をお願いいたします。

ほかに6-2、6-3と合計3件ございますが、読み上げは割愛させていただきます。後程内容のご確認をお願いいたします。

事務局からは以上になります。

高橋会長 質問はありますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、この件は終了といたします。

次に、(2)の令和2年9月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.7、令和2年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日につきましては、8月31日月曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室で開催されることが決定しております。

以前の総会でも令和2年度の日程案をお配りしておりますが、今回お配りしたのから9月、10月、11月、2月の総会の日程が変更になっております。9月の開催案につきましては、9月29日火曜日午後3時から、第2庁舎第2委員会室を予定しております。先程申し上げましたように、日程が9月、10月、11月、2月と変更になっておりますので、引き続き委員をお願いします皆様におかれましては、日程と会場の再確認をお願いしたいと思います。

以上になります。

高橋会長 農業委員さんはずっといる人ばかりじゃないので、これから少し人間が何人か入れ替わるものですから、これはこれとしまして、この9月の開催日は原案のとおりでよろしいでしょうか。何とも言いようがないでしょうが。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 それでは、開催案どおりにいたします。

次に、(3)の東京都農業会議『第40回農業後継者顕彰』候補者の推薦についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.8、東京都農業会議『第40回農業後継者顕彰』候補者の推薦についてをご覧ください。

まず、本件の概要について説明させていただきます。都市農業にとって農業後継者の確保、育成が最重要課題となっており、企業的農業経営が各地域で確立され、発展し、認定農業者が増加している現在、地域農業の後継者は、その担い手として地域農業発展の推進力となっています。世田谷区農業委員会の上部団体であります一般社団法人東京都農業会議において、その農業後継者がより一層の誇りを持って営農に精進し、地域農業の担い手となり得るよう顕彰事業を行うものでございます。

推薦基準としまして、年間農業収入が概ね500万円以上、農業部門で利益が生じていること、候補者本人の年齢が39歳以下であること等が挙げられております。

なお、今回推薦のあった候補者につきましては、今後、書類選考、現地調査、審査会を終えて、受賞者として決定され、来年2月18日木曜日に昭島市で開催される第62回東京都農業委員会・農業者大会において表彰される予定でございます。

なお、今回、各農協様にご協力いただいた中で、JA東京中央千歳地区管内から〇〇さん、〇〇さんのご推薦をいただいております。推薦内容につきましては、資料でご確認いただければと思います。また、企業的農業経営顕彰推薦者につきましては、現在、各農協の担当者様にご推薦のご協力をいただいているところでございます。次回の農業委員会総会においてご報告させていただく予定であります。

事務局からは以上です。

高橋会長 何か質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、この件は終了いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(3)から(6)について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、(1)、(2)の都市計画に関しましては冒頭お時間をいただきまして報告させていただきましたので、(3)から(6)について事務局から報告させていただきます。

まず、(3)の令和2年農家基本調査の実施についてです。資料No.10をご覧ください。令和2年農家基本調査についてのご説明をさせていただきます。

まず、世田谷区農業委員会におきましては、毎年8月1日現在で区内の農業者の方々の状況を把握する農家基本調査を実施しております。利用目的につきましては、1ページ目の四角で囲われた1、農家基本調査の主な利用目的にあります3点を主な目的としてございます。調査対象といたしましては、世田谷区内に在住し、経営農地面積が10a、1反以上ある農家、または生産緑地に指定されている農地を保有している農家が対象となります。

また、今回も東京都農業会議からの依頼を受けまして、農地の賃借に関するアンケート用紙及びその説明文を同封させていただいております。さらに、特定生産緑地に関してのお知らせも同封させていただいております。その他の送付物につきましては、裏面の四角で囲われた4、送付物の から まででございます。 の調査票、藤色の用紙になりますが、こちらにつきましては、昨年ご提出いただきました内容をあらかじめプリントしております。変更や訂正がある場合に朱書きで訂正の上、提出いただく点につきましては例年

同様でございます。調査票の発送につきましては、今週中に区内在住の農家さんのお手元に届くよう準備を進めております。提出期限につきましては、約1か月の期間を持たせていただき、9月2日水曜日までに同封の返信用封筒にてご返信をお願いしております。なお、農家基本調査の結果につきましては、集計ができ次第、区農業委員会のホームページに統計として掲載の予定でおります。

続きまして、資料No.11、ふれあい農園「ブドウもぎとり」「リンゴ・ナシもぎとり」「ブルーんつみとり」「栗ひろい」の開催についてのご案内でございます。共に8月1日発行の「区のおしらせ せたがや」、区のホームページに掲載の予定でおります。

続きまして、資料No.12に移らせていただきます。令和2年度「農作業体験塾(秋)」の開催についての案内でございます。こちらは、南烏山にございます高橋農園ほか3園にて開催されます。生産種別、開催日時、人数、参加費、対象、申込方法につきましては、記載のとおりでございます。こちらもふれあい農園と同様、8月1日号の「区のおしらせ」、区のホームページにて周知をさせていただきます。

続きまして、資料No.13、都内産農畜産物等の放射性物質検査結果の報告でございます。今回は令和2年7月2日付の検査結果の報告でございます。世田谷区においての調査はございません。参考にとどめていただければと思います。

事務局からの報告は以上になります。

高橋会長 ご質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。

では、次第7、その他の事項に移ります。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、その他事項で、農業委員会親睦会会計報告及び会費の返納についてお話をさせていただきます。資料No.14をご覧ください。

(親睦会費の会計報告及び会費の返納について説明)

あと、追加で配らせていただきました2枚のチラシがございまして、コロナの関係の支援事業ということで情報をいただいております。2枚ございます1枚目が販路開拓支援・Eコマース等への出店支援というのが、ホームページを作ったりする者に対する支援の案内です。もう1枚が新販路開拓に向けた設備導入支援事業というので、これが自動販売機や冷蔵庫等を導入された際の支援と聞いております。ただ、申請受付期間が令和2年7月

20日から8月31日と大変短く、区の補助金を利用する方はこちらを利用できないと聞いております。こちらの2件を情報提供させていただきます。

事務局からのその他は以上になります。

高橋会長 質問がありますでしょうか。

渡邊委員 今日の最初の議題のとおり、特定生産緑地が3件見送りが出ていますよね。今回は申請が上がって、その中で問題のあるところを、私なんかも〇〇の1か所を出した訳ですけども、まだ申請が上がっていない中で、多少問題のあるところは皆さんどうなんでしょうか。私のところはもう1か所ぐらいあるんです。それにつきましては、次の委員に引き継いでいただきますけれども、申請が上がっているか上がっていないか事務局さんには確認して、もう1か所問題のところはまだ上がっていないということなので、そうしますと、来年までの間にまた同様に申請があつて、また皆さんに資料でお配りになられた上で、これはまた駄目だね、もうちょっと肥培管理を直してもらおうというような状況になるということではよろしいですか。ほかの皆さんはそういうところはないですか。まだ申請が上がっていないところ。

高橋会長 ほかの皆さん、そういうところはありますか。

事務局としてはどういう対応ですか。

事務局 実際に把握できているところとできていないところがあるのが実情だと思います。今回、農地パトロールもございますので、そういった中で肥培管理がよくないところに関しましては、やはり申入れしていくしかないんですけども、ただ、今年であればまだ来年まで猶予がありますが、この先その猶予がなくなってきますので、同じ方法をやっているのは駄目だなと思っています。ですので、そこら辺をタイムリーに処理するための方法を考えておまして、そこら辺を今後、都市計画課と詰めていきたいと思っております。

平成4年はいいいんですけれども、平成5年以降というのが特定への移行チャンスはもうその1年だけのチャンスとなってしまいますので、そういったものを考えますと、申請以前にあらかじめこっちから園主さんに対して話をしていくのが必要な場面も生じてくるのではないかなと思っております。それは、特定への移行が肥培管理がよくないからできなかったという案件はないように努めてまいりたいと考えております。

高橋会長 そうですね。できるだけ農業委員さんに努力していただくしかないのと、農協自体が協力していただかないとうまくいかないかも分かりませんね。

事務局 この辺は農協さんもお協力いただけると聞いておりますので、3者一緒になっ

て頑張っていければなと考えております。

事務局 できるだけ早め早めにこちらとしても情報収集しまして、皆さんと協力しながら努めたいと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

高橋会長 ぜひその点は、引き継がれる、次にやる農業委員さんによくお話しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

高橋(良)委員 今の続きなんですけれども、例えば今度、新しい方たちがパトロールに行きますよね。そのときに、情報として例えば特定生産緑地の申請を出したか出さないか、出した人について印をつけるとか、そうすると、その人たちについてはいいんだけど、漏れた人というか、これから出す人たちについては農業委員も知っておいておかなくはないかもしれないので、そういう情報が皆さんに伝わるといいんじゃないかなと思います。

事務局 分かりました。対処させていただきます。

佐藤(治)委員 私はもう自分のエリアでちょっとこれは危ないなというのは、JAの資産管理に届けてある。だから、そこへもし申請が行けば、JAさんにも考えてもらえるんじゃないかと思っているんです。

高橋会長 私ども世田谷目黒だけの話ですけれども、特定生産緑地を申請させるために結構積極的に動こうとしています。まだ本当にしていない、まだ半分ぐらいですよ。

事務局 いや、もう6割近いです。大体半数ぐらいということですよ。

高橋会長 あと1年間しかないって、あと1回しかないですよ。

事務局 来年の12月が最後になります。

高橋会長 ここの場で皆さんにお願いするべきかどうか分かりませんが、よろしく申し上げます。

よろしいですか。

菅沼委員 事務局にお願いしたいんですけれども、今日、都市計画課の人たちが説明したんですけれども、そのときに高橋会長、それから宍戸さん、各委員の人たちが集まってそこで決定したと言われたんですけれども、都市計画課の方も結構前から日程を決めていますので、その情報を早めにいただければ、わざわざ皆さんが集まることのないと思いますので、その辺を気をつけていただければなというお願いです。

事務局 スケジュールに気をつけてまいりたいと思います。



高橋会長 よろしくお願ひします。

ないようでしたら、本日の予定案件は全て終了したことになります。本当にありがとうございました。

(会長、会長職務代理、各農業委員より退任に伴う挨拶)

高橋会長 ありがとうございました。(拍手)